

租税特別措置法施行規則第14条第5項第3号イに規定する
中間貯蔵施設に係る部分の環境大臣の指定について

平成26年11月14日
環境大臣

租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号）第14条第5項第3号イに規定する中間貯蔵施設に係る部分として、中間貯蔵施設の設置区域を別添地図のとおりとし、対象となる土地について、下記のとおり指定する。

記

- 双葉郡双葉町大字新山^{しんざん}字富永^{とみなが}、字萩^{はぎさく}、字弓^{ゆみさく}、字漆^{うるしざく}、
- 〃 〃 字前^{まへ}沖^{おき}のうち町道久保前^{くぼまへ}・前^{まへ}沖^{おき}線より東側、かつ、町道下条^{げじょう}・細谷^{ほそや}線より南側の部分、
- 〃 〃 字蓬^{よもぎ}田^だのうち町道久保前^{くぼまへ}・前^{まへ}沖^{おき}線より東側の部分、
- 〃 〃 字牛^{うし}踏^{ふみ}のうち国道6号より東側の部分、
- 〃 〃 字高^{たか}万^{まん}、字^{ざく}、
- 〃 〃 大字^{おお}郡^{ぐん}山^{やま}字北^{きた}磯^{いそ}坂^{さか}、字南^{みな}磯^{いそ}坂^{さか}、字沼^{ぬま}ノ^の沢^{さわ}、字小^お沢^{さわ}、字弥^や平^{へい}、字^{ひがし}東^{はら}原^ら、
- 〃 〃 字四^し郎^{ろう}田^だ、字台^{だい}、字台^{だい}ノ^の前^{まえ}、字関^{せき}ノ^の入^{いり}、字小^こ譲^{ゆずり}、字後^{うしろ}、字^{しま}島^の、
- 〃 〃 字五^ご斗^と、字堂^{どう}ノ^の上^{うへ}、字鹿^か島^{しま}原^ら、字馬^ば場^ば、字栗^{くり}崎^{さき}、字島^{しま}ノ^の坪^{つぼ}、
- 〃 〃 字大^お倉^{くら}田^だ、字四^し斗^と、字ク^くツ^つカ^かタ^た、字五^ご番^{ばん}、字谷^や地^ち、字根^ね田^だ、
- 〃 〃 字塚^{つか}ノ^の腰^{こし}、字本^{もと}風^{ふう}呂^ろ、字銅^{どう}谷^や、字^{じん}陳^ば場^{さわ}沢^に、字西^{にし}原^{はら}、字坂^{さか}下^{した}、
- 〃 〃 字鍛^か冶^{じうち}内^ち、字長^{なが}橋^{はし}、字道^{どう}ノ^の口^{くち}、字中^{なか}ノ^の町^{まち}、字尾^{おし}浸^て沢^{ざわ}、字柳^{やなぎ}町^{まち}、
- 〃 〃 字久^く保^ぼ谷^や地^ちのうち福島第一原子力発電所用地を除く部分、
- 〃 〃 字南^{みな}久^{なみ}保^{なみ}谷^{なみ}地^{なみ}のうち福島第一原子力発電所用地を除く部分、
- 〃 〃 字大^お原^{はら}山^{やま}のうち福島第一原子力発電所用地を除く部分、
- 〃 〃 字^{なら}檜^{なし}無^{なし}のうち福島第一原子力発電所用地を除く部分、
- 〃 〃 大字^{ほそ}細^や谷^お字大^お森^{もり}、
- 〃 〃 字森^{もり}ノ^の内^{うち}のうち福島第一原子力発電所用地を除く部分、
- 〃 〃 字熊^{くま}ノ^の沢^{さわ}のうち国道6号より東側の部分、
- 〃 〃 字陳^{じん}場^ば下^{した}のうち国道6号より東側の部分、
- 〃 〃 字陳^{じん}場^ば沢^{さわ}のうち福島第一原子力発電所用地を除く部分、
- 〃 〃 字榎^{もみ}木^の沢^{さわ}のうち福島第一原子力発電所用地を除く部分、
- 〃 〃 字三^{さん}百^{びやく}谷^や地^ちのうち福島第一原子力発電所用地を除く部分
- 双葉郡大熊町大字熊川^{くまがわ}字古^こ館^{だて}、
- 〃 〃 字久^く麻^ま川^{がわ}のうち二級河川熊川^{くまがわ}より北側の部分、
- 〃 〃 字寺^{てら}下^{した}のうち二級河川熊川^{くまがわ}より北側の部分、
- 〃 〃 字緑^{みどり}ヶ^が丘^{おか}のうち二級河川熊川^{くまがわ}より北側の部分、
- 〃 〃 大字^{くま}熊^{くま}字熊^{くま}町^{まち}のうち二級河川熊川^{くまがわ}より北側、かつ、国道6号より東側の部分、

双葉郡大熊町大字 夫沢^{おつとぎわ だい}字大、字東^{ひがしだい}台、字南^{みなみだい}台、

〃 〃 字中央^{ちゆうおうだい}台のうち国道6号の東側の部分、

〃 〃 字長者^{ちようじや}原のうち国道6号の東側の部分、

〃 〃 字北^{きた}原のうち福島第一原子力発電所用地を除く部分、

〃 〃 字北^{きた}台のうち福島第一原子力発電所用地を除く部分、

〃 大字小入^{こいりの}野字東^{ひがし}大和久、字東^{ひがし}平、

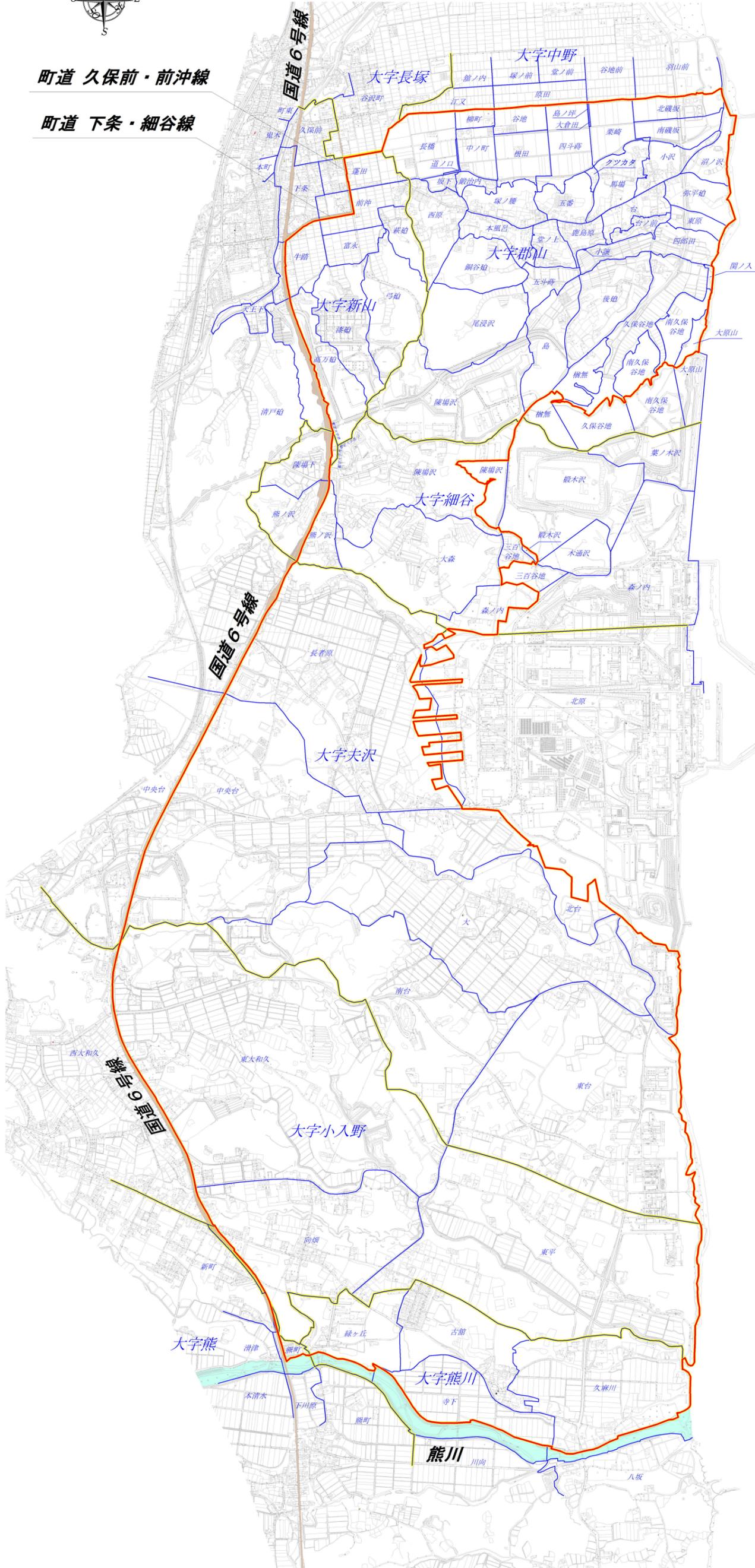
〃 〃 字向^{むかい}畑のうち国道6号の東側の部分

以上



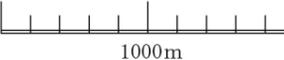
町道 久保前・前沖線

町道 下条・細谷線



凡 例	
—	計 画 線
—	大 字 界
—	字 界

No.	町	大字	字
1	双葉町	郡山	クツカタ
2	双葉町	郡山	関ノ入
3	双葉町	郡山	久保谷地の一部
4	双葉町	郡山	栗崎
5	双葉町	郡山	五斗蔭
6	双葉町	郡山	五番
7	双葉町	郡山	後泊
8	双葉町	郡山	根田
9	双葉町	郡山	坂下
10	双葉町	郡山	四斗蔭
11	双葉町	郡山	四郎田
12	双葉町	郡山	鹿島原
13	双葉町	郡山	小沢
14	双葉町	郡山	沼ノ沢
15	双葉町	郡山	西原
16	双葉町	郡山	台
17	双葉町	郡山	台ノ前
18	双葉町	郡山	大原山の一部
19	双葉町	郡山	谷地
20	双葉町	郡山	鍛冶内
21	双葉町	郡山	中ノ町
22	双葉町	郡山	長橋
23	双葉町	郡山	道ノ口
24	双葉町	郡山	陳場沢
25	双葉町	郡山	塚ノ腰
26	双葉町	郡山	島
27	双葉町	郡山	東原
28	双葉町	郡山	堂ノ上
29	双葉町	郡山	銅谷迫
30	双葉町	郡山	楯無の一部
31	双葉町	郡山	南磯坂
32	双葉町	郡山	南久保谷地の一部
33	双葉町	郡山	馬場
34	双葉町	郡山	尾浸沢
35	双葉町	郡山	北磯坂
36	双葉町	郡山	本風呂
37	双葉町	郡山	弥平迫
38	双葉町	郡山	柳町
39	双葉町	郡山	島ノ坪
40	双葉町	郡山	大倉田
41	双葉町	郡山	小嶺
42	双葉町	細谷	三百谷地の一部
43	双葉町	細谷	楢木沢の一部
44	双葉町	細谷	熊ノ沢の一部
45	双葉町	細谷	森ノ内の一部
46	双葉町	細谷	大森
47	双葉町	細谷	陳場下の一部
48	双葉町	細谷	陳場沢の一部
49	双葉町	新山	弓迫
50	双葉町	新山	牛路の一部
51	双葉町	新山	高万迫の一部
52	双葉町	新山	漆迫
53	双葉町	新山	前沖の一部
54	双葉町	新山	萩迫
55	双葉町	新山	富士
56	双葉町	新山	蓮田の一部



凡 例	
—	計 画 線
—	大 字 界
—	字 界

No.	町	大字	字
57	大熊町	夫沢	長者原の一部
58	大熊町	夫沢	北原の一部
59	大熊町	夫沢	中央台の一部
60	大熊町	夫沢	大
61	大熊町	夫沢	北台の一部
62	大熊町	夫沢	南台
63	大熊町	夫沢	東台
64	大熊町	小入野	東大和久
65	大熊町	小入野	向畑
66	大熊町	小入野	東平
67	大熊町	熊川	緑ヶ丘の一部
68	大熊町	熊川	古館
69	大熊町	熊川	久麻川の一部
70	大熊町	熊川	寺下の一部
71	大熊町	熊	熊町の一部